

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課）

項目名	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長		
税目	法人税 租税特別措置法 42 条の 12 の 5 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 所得税 租税特別措置法 10 条の 5 の 4 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4		
要望の内容	<p><b>【制度の概要（現行の要件）】</b>                  青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から 1.5%以上増加している場合、その中小企業者等の雇用者給与等支給増加額の 15%を税額控除できる。                  さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が加算される。                  ① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から 2.5%以上増加している場合は 15%加算                  ② 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から 10%以上増加している場合は 10%加算                  なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  今年の 30 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。                  加えて、赤字の中小企業者等や黒字が十分でない中小企業者等の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を設ける。                  さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 百万円 （▲145,051 百万円） （▲164,000 百万円の内数）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むことで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む。</p> <p>(2) 施策の必要性 今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものとすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげることが重要。 中小企業が優秀な人材を確保し、生産性の向上や将来の成長につなげていくためには、赤字や黒字が十分でないなど足元の業況が厳しい中でも賃上げを行うインセンティブを高める必要がある。 さらに、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る観点から、所得向上と、仕事と子育ての両立や女性活躍への支援の両方を追求する企業に対する賃上げを後押しすることが必要。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023 第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計</p>

画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(7) 多様性の尊重と格差の是正

② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する 11 万名を超える規模の特別調査の実施、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業が生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

政策の達成目標

赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。

租税特別措置の適用又は延長期間

「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずる。

同上の期間中の達成目標

赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。

政策目標の達成状況

○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP 統計」

年度	平成 28	29	30	令和元	2	3
雇用者報酬 (兆円)	268	274	282	288	284	289

年度	平成 22	23	24	25	26	27
雇用者報酬 (兆円)	251	252	251	253	258	262

(参考1：達成目標の一要素としての「賃上げ率」)  
 平成25年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成26年度以降は、従来の低水準の賃上げ率から脱却し、高水準の賃上げが行われてきた。令和5年度は30年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

※春季生活闘争による賃上げ率／従業員数300人未満企業／日本労働組合総連合会「第7回(最終)回答集計」

年	令和元	2	3	4	5
賃上げ率(%)	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

年	平成26	27	28	29	30
賃上げ率(%)	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99

年	平成22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.47	1.53	1.52	1.53

(参考2：達成目標の一要素としての「雇用者数」)  
 総務省の労働力調査によると、従業員数500人未満企業の雇用者数はコロナ禍の影響から回復の途上にある。着実な雇用の回復はマクロの所得にプラスであることから、賃上げだけでなく、雇用も支える必要性がある。

※雇用者数／従業員数500人未満企業※非農林業／総務省「労働力調査」

年度	平成28	29	30	令和元	2	3	4
雇用者(万人)	3,496	3,510	3,535	3,546	3,522	3,491	3,501

年度	平成22	23	24	25	26	27
雇用者(万人)	3,477	3,460	3,427	3,435	3,443	3,468

○個人消費の拡大  
 ※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)名目／内閣府「GDP統計」

年度	平成28	29	30	令和元	2	3
家計最終消費(兆円)	243	249	252	250	231	240

年度	平成22	23	24	25	26	27
家計最終消費(兆円)	230	230	232	242	242	245

有効性  
 要望の措置の適用見込み  
 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

精査中  
 「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現が図られる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す」という政策目的を達成するには、赤字や黒字が十分でない企業を含め、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	○適用事業者数 令和元年度 118,583 件 令和2年度 93,229 件 令和3年度 131,517 件 (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)  ○減収額実績 令和元年度 1,153 億円 令和2年度 833 億円 令和3年度 1,451 億円 (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：42条の12の5第2項 適用件数：131,517 件 適用額：1,451 億円 ※令和3年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成26年度以降高水準の賃上げが行われている。また雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成25年度 新設 平成26年度 延長 平成27年度 拡充 平成28年度 拡充 平成29年度 拡充 平成30年度 延長 令和3年度 延長 令和4年度 延長 令和4年度 拡充</p> <p>(平成29年度末まで)、 (雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等) (雇用者給与等支給増加割合の要件緩和) (雇用促進税制との併用禁止解除) (中小企業に対する控除率の強化) (令和2年度末まで)、 (要件見直し、基準年度の撤廃) (令和4年度末まで) (継続雇用者要件から給与総額要件に変更) (令和5年度末まで) (要件見直し、控除率の強化)</p>
<p>担当部局 (課)及び 担当者</p>	<p>中小企業庁事業環境部企画課 担当課長 宮部 勝弘 (内線 5231) 代表☎03-3501-1511 担当補佐 細井 友洋 (内線 5231) 直通☎03-3501-1765 担当者 田中 慎吾 (内線 5231) FAX 03-3501-7791</p>